

長距離走路

1. 利用時間と利用区分

- ① 利用時間は、午前9時から午後5時までとします。
- ② 利用区分は、次のとおりとします。
 - (ア) 終日利用：午前9時から午後5時まで
 - (イ) 午前利用：午前9時から正午まで
 - (ウ) 午後利用：午後1時から午後5時まで
- ③ 利用時間には、大会開催時間、入退場、準備、清掃及び片付け等に要する時間を含みます。
- ④ 利用時間が超過する場合は、事前に競技場職員まで申し出てください。

2. 利用料

別紙料金表参照

3. 使用許可の制限

次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしません。

- ① 公安または風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 施設または附属設備などを損壊するおそれがあると認められるとき。
- ③ 許可を受けた内容以外に使用すると認められるとき。
- ④ 大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる事例に該当する場合
- ⑤ 管理上支障があると認められるとき。
- ⑥ その他不相当と認められるとき。

4. 使用許可の取り消しについて

使用者が各号のいずれかに該当するときは、許可申請の取消またはその使用を制限もしくは停止をすることがあります。

- ① 大阪市公園条例、大阪市公園条例規則、及びこの利用について違反または競技場職員の指示に従わないとき。
- ② 3.の事由が発生した時

5. 転貸しの禁止

利用者は、その権利を譲渡すること、または他人に利用させることはできない。

6. 長距離走路利用上の注意事項

- ① 歩道部分の使用は、一般公園利用者の迷惑となり、トラブルの原因ともなりますので特別な事由がない限り絶対に走らないでください。
- ② 園内整理要員の配置をしてください。
- ③ 生活動線のため必ず塞がないでください。

7. 競技用具の貸出

- ① 競技用具の貸出を希望する場合は、使用打ち合わせの際に申し出て下さい。
- ② 貸出用具類が破損もしくは紛失した場合、同一規格品（競技場職員の指定）を現品で返納してください。
- ③ 貸出用器具類の運搬配置及び返却は、利用者側で責任をもって行ってください。

長距離走路

8. 利用者責任

利用中に生じた事故については、すべて利用者側で責任を持って解決してください。
なお、盗難、紛失、忘れ物等には、特に注意してください。

9. 原状回復

- ① 使用後は、清掃し、競技用具等を倉庫に片付けて、必ず原状に回復してください。
- ② 競技場の使用により生じたごみは分別し、所定の場所にまとめてください。
焼却したりしないように注意してください。
- ③ 原状回復後、直ちに競技場職員に連絡し、検査を受けてください。

10. 使用の打ち合わせ

- ① 大会の原案を作成次第、競技場職員との打ち合わせを責任者（学校の場合、担当の先生）が出席の上、行って下さい。
- ② 会場設営、用器具の準備等の細部についての打ち合わせは、利用日の2週間前にまでに必ずアポイントを取り完了してください。

11. その他

- ① 走路付近でテント類の設営を行う場合は、競技場管理事務所に占有許可申請を行って下さい。
- ② テント類の設営、立て札、ポスター、張り紙等を行う場合は、事前に競技場職員へご相談ください。
場合によっては大阪市に許可申請（有料）が必要になります。
売店などの設置、物品などの販売についても同様に申請が必要になります
（提出期限40日前）
- ③原則として、養生テープのみ可。
- ④ 先導車、ならびに荷物搬入等で公園内に車両が入る場合には必ず徐行運転、ハザード点灯をし搬入後速やかに公園外へ退出してください。
- ⑤ 緊急車両が必要な場合は、緊急車両要請後、必ず競技場職員まで連絡してください。
また、救急車要請した場合、報告書を提出していただく必要がございます。
- ⑥ スタジアムより備品貸出、返却がある場合競技場スタッフに申し出ください。
- ⑦ 公園内設置で日をまたぐ場合、占有許可申請、夜間警備の配置が必要となります。
※夜間警備がない場合は、占有許可申請を行っていても夜に一時撤収していただきます。
- ⑧ 公園内の樹木及び、建造物に対して、のぼり設置や貼り紙は禁止。
- ⑨ 打ち合わせ時に伺っていない催しまたは附属設備の利用に関しましては、対応・実施はできません。